

○ 子育て・教育環境の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

(厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえた取組みの強化に係る実態に応じた財政措置
- 家庭養育優先の理念の実現に向けた施策の充実

【現状・課題】

- 児童虐待による死亡事例が依然として後をたたないことから、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)が示され、全国的に取り組むこととされた。
- 本市においても、児童虐待相談受付件数が高い水準で推移しており、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努め、虐待を受けたこどもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行う必要がある。重大な児童虐待ゼロの実現をめざし、積極的に児童虐待防止対策の充実に取り組むには、安定的かつ継続的な国による制度改正や財政措置が不可欠である。

(新プランを踏まえた取組みの強化に係る実態に応じた財政措置)

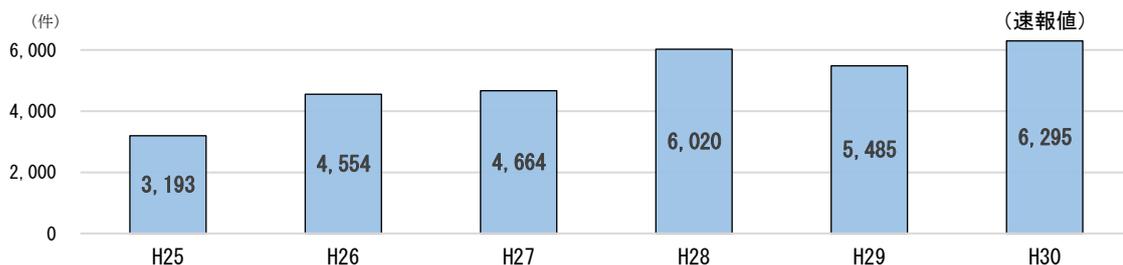
- こども相談センター(児童相談所)の機能強化のため、新プランで示された児童相談所における児童福祉司等配置基準の変更による大幅な増員に対する確実な財源措置や、区役所における相談支援体制・専門性の強化のために、児童相談所に配置する区役所支援のための児童福祉司を複数ある児童相談所ごとに配置できるよう制度改正及び財政措置の拡充をすること。
また、一時保護所の職員配置基準については、児童養護施設の基準の準用ではなく実態に応じた独自の職員配置基準を示すとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 児童相談所の複数設置や一時保護所の個室化推進等環境整備に係る経費については、実態に応じた財政措置を行うこと。
- 市民に身近な場所で児童虐待防止に取り組む区役所の機能強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する補助金の柔軟な適用や、未就園児等全戸訪問事業補助の実態に応じ必要となる配置について財政措置の拡充をすること。

(家庭養育優先の理念の実現に向けた施策の充実)

- 児童養護施設等職員の深刻な人材不足を解消するための人材確保に向けた更なる処遇改善並びに施設等の小規模化を推進するための整備補助など予算制度を改善すること。
- 養子縁組民間あっせん機関は、実親・養親希望者を居住地で限定することなく広域にあっせん対象としていることから、質の向上のための補助制度は、国における全額措置が必要である。

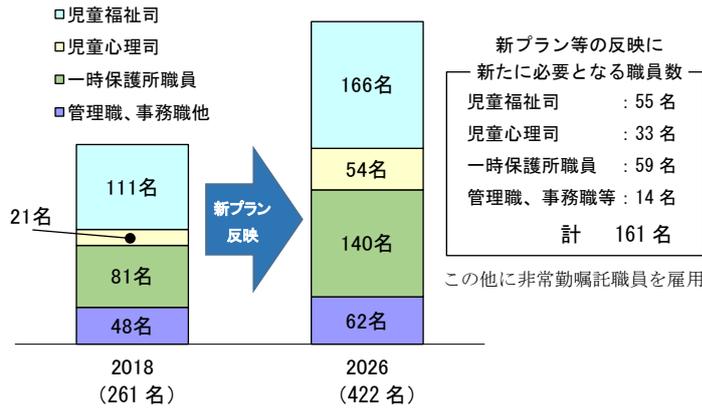
担当：こども青少年局

◆こども相談センターにおける児童虐待相談受付件数の推移



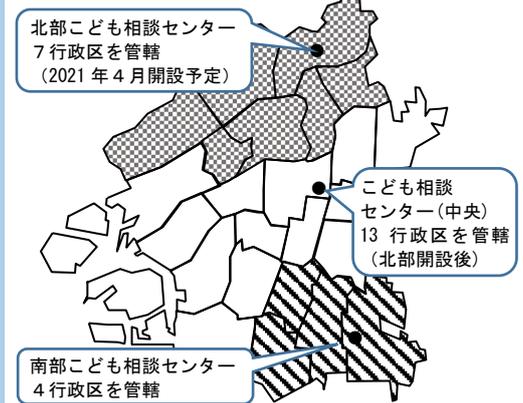
※平成29年度の虐待相談件数の減少は、厚生労働省に件数計上の基準について改めて確認し、その基準の解釈に合わせたためである。

◆新プラン等に基づき必要となる児童相談所の職員数



※新プランによる児童福祉司の増員、複数設置による体制整備、一時保護ガイドラインに沿った一時保護所職員の増員を算出。
児童福祉司数と児童心理司数については平成29年度児童虐待相談件数をもとに算出しており、各年度の実績により変動する。

◆こども相談センター（児童相談所）の管轄区域



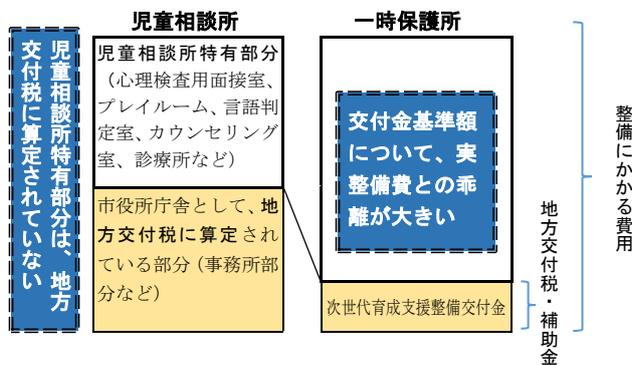
区役所支援のための児童福祉司の配置
指定都市は1人⇒ **児童相談所ごとの配置へ**

◆一時保護所と児童養護施設の比較

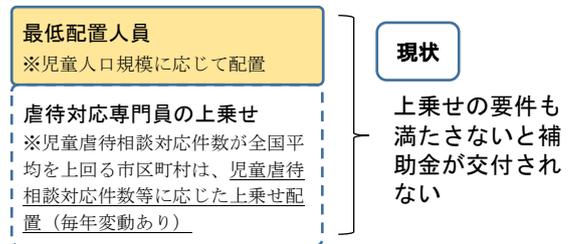
	一時保護所	児童養護施設
施設の目的	緊急保護とアセスメント	安定した生活環境を確保し、児童の成長と自立を支援
新規入所児童の受入時間	24時間 365日 (緊急職権保護、警察からの身柄付通告)	平日の日中 (事前に児童相談所と調整のうえで、入所日を決定)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどが緊急保護であり、常時受け入れができる体制が必要 短期間に、様々な課題や特性のある児童が日々入れ替わる 所内で学習指導を行う必要がある 行動観察を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 入所前には児童相談所から児童の様子が伝えられる 比較的入所期間が長く入れ替わりは少ない 日中は学齢期の児童は登校し、幼児は幼稚園に登園し不在

一時保護所と児童養護施設では役割が異なる。⇒ 必要な職員数の基準を別途作成のうえ、措置費に反映していただきたい。

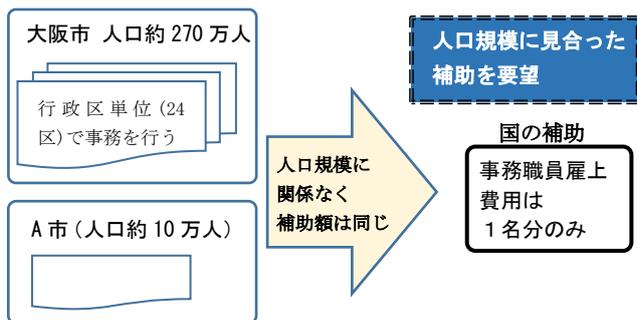
◆児童相談所等の整備費用について



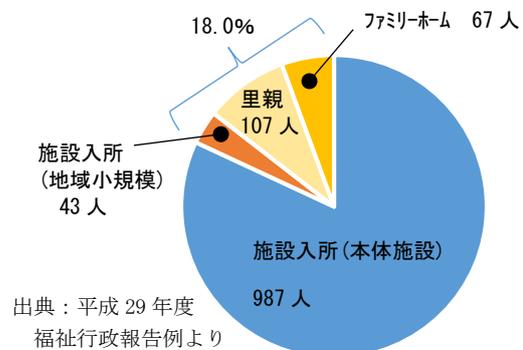
◆子ども家庭総合支援拠点の補助の現状



◆未就園児等全戸訪問事業に対する補助の現状



◆大阪市の代替養育の現状



施設の小規模化や里親委託などを推進しているものの、依然として施設入所(本体施設)の割合が高い